(様式第1号)

令和元年度 第3回 芦屋市青少年問題協議会 会議録

日 時	令和元年10月23日(水) 14:00~16:00
場所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出 席 者	会 長 廣木 克行 (神戸大学 名誉教授)
	委員 竹内 安幸(芦屋市自治会連合会 理事)
	委 員 進藤 昌子 (芦屋市保護司会 会長)
	委 員 井阪 純一(芦屋警察署生活安全課長 課長)
	委 員 大谷 佳子 (芦屋市PTA協議会 副会長)
	委 員 山田 佐知(芦屋市民生児童委員協議会 主任児童委員)
	委 員 入江 祝栄 (芦屋市青少年育成愛護委員会 会長)
	委 員 中谷 洋美 (市民公募委員)
	委員田中徹(芦屋市教育委員会社会教育部長)
	委 員 守上 三奈子 (芦屋市子ども会連絡協議会 会長)
	(欠席者)
	副会長渡部昭男(神戸大学教授)
	委 員 北野 章(芦屋市立精道中学校 校長)
事 務 局	愛護センター 大久保所長
	愛護センター 古川主査兼スポーツ推進課係長
	コンサルタント
会議の公開	公開
傍 聴 者 数	0人

次第

開会あいさつ
教育長 福岡 憲助会 長 廣木 克行

2. 議事

- (1) 委嘱及び任命
- (3) 第2期芦屋市子ども・若者計画策定(案)について
- 3. その他
- 4. 閉会

(1) 委嘱及び任命

【事務局大久保】皆さまおそろいですので始めたいと思います。本日は、令和元年度第3回目の青少年問題協議会にご出席いただき、本当にありがとうございます。皆さまにはこの計画の案をお送りさせていただきましたが、見ていただけましたでしょうか。お忙しい中、難しかったと思いますが、今日お渡ししている分は、最新のものでございますので、そちらをご覧いただきたいと思います。議事に入るまで進行させていただきます、青少年愛護センターの大久保でございます。よろしくお願いします。本日、渡部委員と北野委員がご都合によりご欠席のお届けがありましたことをお伝えしておきます。

この協議会は、地方青少年問題協議会法及び芦屋市青少年問題協議会条例に基づき開催するものです。また、この会議の定足数は芦屋市青少年問題協議会条例第6条により委員の半数となっています。本日の出席者は12名中10名ということで半数を超えていますので、本協議会が成立していることをご報告します。

それでは、まず委嘱式を行いたいと思います。前回の会議の終わりにお話をしましたけれども、皆さんの任期が平成29年9月1日から令和元年8月31日となっておりました。今回は、令和元年9月1日から令和3年8月31日まででございます。この2年間よろしくお願いします。

それでは、教育長が皆さまのところに参りますのでお受け取りください。

(委嘱状交付)

(委員長、副委員長の決定)

1. 開会あいさつ

【事務局大久保】それでは、会議を始めたいと思います。はじめに福岡教育長よりごあいさ つをよろしくお願いします。

(教育長よりあいさつ)

【事務局大久保】ありがとうございました。続きまして廣木会長、ごあいさつよろしくお願いします。

【廣木会長】 今期も会長を務めさせていただく廣木でございます。今、教育長のごあいさつにもありましたけれども、大きな台風を東京で経験して、私の住まいが狛江という所で、テレビで何度も名前が出たものですから、先ほども何人かの方にご心配いただいて大変恐縮したところです。多摩川の支流が氾濫して、かなり大きな被害が出ました。なんとかわが家は、かろうじてそこをかすって無事に過ごすことができました。ただ、今まで長崎に勤めていた時には、秋になれば台風という覚悟でいましたけれども、東京に行ってこういう台風を経験するようになるというのは、かなり深刻な事態が進行しているということを、身をもって感じました。その直前には15号で、千葉が大変大きな被害を受けました。そういう経験もございました。

そんな中で、こういう子どもたちの問題を考える私たちにとって、自然がこの

ような新しい状況、新しい驚異になるということを、実は自然に一番近い生き物である人間である子どもたちが、非行やさまざまな問題行動やいじめ、そういうものでわれわれに大いに考えさせるような行動を次から次に起こすということとは、どこかで重なって感じられました。やはり、自然と社会という大義で見ると、社会の代表である大人たちから見て、自然の代表である子どもたちのありさまは、大人のあり方、社会のあり方を問うているのではないかと、そう考えざるを得ないわけです。これから台風に向かうためにも、わが身を常に振り返りながら生活のあり方、無駄など本当にないかどうか、そこを考えていかなければならないわけです。

これから議論する子どもの問題も、まさに問われているのは私たちであると、そういう意味で非常に大きな問題だと思っています。特に、今兵庫県は全国の注目の的になっており、お隣の神戸市の問題だとはいいながら、やはり教師間の深刻な、いじめという言葉もありますけれども、もっと深刻ないじめも深刻ですけれども、そういう事態だということをテレビなどの報道を見て、やはり私たちはこういう問題について、まさに大人が問われているということを忘れた時に、いろんな問題が吹き出る。そういう一つの事例として、わが身と無関係の問題ではなく、われわれ自身に問われる問題として考え続けなければいけないと思っています。

それからもう一つ、つい先般、文科省から「いじめ」「不登校」「子どもの自殺」についての、新たな昨年度のデータが公表されました。いじめは、ほぼ 54 万件という数字で、前回の 40 数万人からかなり増えました。不登校は、14 万人から16 万人へと増えました。そして子どもの自殺も三十数名増えて 336 人という、大変な数の子どもたちが、1 年間で自ら命を絶つということがありました。これが、子どもたちがわれわれに発している非常に深刻なシグナル、サインだろうと、私はそう思っております。そういう意味で、このデータは単なる数字に終わらせてはならない。これは、また芦屋と無関係なことでもない。そういう視点で、そのデータを、大変緊張した面持ちで見つめました。私たちに課せられた仕事の重さを、今、ひしひしと感じているところです。

今日は、それを具体的に、審議をとおして、この芦屋をどういうまちにするか、 子どもにとって、そして、子どもと共に生きるわれわれ大人のあり方にとって、 少しでも意味のある第2期の子ども・若者計画に一歩でも近付けるように、今日 の審議をよろしくお願いします。

【事務局大久保】ありがとうございました。本日、他の会議に出席のために教育長はここで 退席させていただきます。ありがとうございました。

(教育長はここで退席)

【事務局大久保】次に事務局から説明をさせていただきます。芦屋市情報公開条例第 19 条の 規定に基づいて、この協議会は原則公にしたいと思っています。なお、非公開情 報が含まれる場合や公開することにより公正または円滑な審議ができない場合 は、非公開にすることができます。その際には、ご発言の前にお申し出いただき たいと思います。発言の全てはテープに取ります。それを皆さま方にお返ししま すので、そこで修正していただいても結構です。録音させていただいた委員の皆 さんには、後日確認をしていただきます。それから市のホームページに掲載し公 開しますので、ご了承よろしくお願いします。今日の傍聴者はおられません。 続きまして、本日の会議に出席される方を紹介します。

(事務局の紹介とあいさつ、紹介と挨拶)

【事務局大久保】机の上に毎回資料満載で、会議に入る前に、皆さまに大丈夫だろうかと思 われるかもしれませんけれども、まず本日のレジュメでございます。その中に今 日、実は廣木先生のほうで提言(6)を作っていただいたものが挟まっていると 思います。提言5までだったのですが、今回提言6ということで、新しく「ネッ ト社会に生きる子ども達への支援」というのを付けたしました。前にあった文章 をさらに廣木先生が膨らませていただき、内容の濃いものにしていただきました。 それから、「生活困窮者自立支援制度」ということで、今日ご発表いただく三谷 さんからの資料がございます。それと「第2期芦屋市子ども・若者計画(案)」 ということで、これは新しいほうの案でございます。平成27年からの「原案」 のほうも、皆さまに配布させていただいております。それと、前回、恥ずかしい 話で、途中の形を提案させていただきましたが、どの課も全部ヒアリングをする ことができました。今年度までの現状と課題については、載せてないのですが、 新計画の取り組み内容につきましては、こちらのほうに載せてあります。 それか ら、「体系」は見ていただいたら、だいたい今回の状況というのは分かると思い ます。A3サイズの横長の分でございます。これも後で話しますけれども、いじ めの数が一気に今年から増えています。それについては、いじめの定義というの がございまして、いじめの認知の定義が変わってきており、そのせいで数が上が っているということをご説明するための資料です。たくさん資料がありますので、 その都度、どれだということを言いますのでよろしくお願いします。

2. 議事

【事務局大久保】それでは議事に入ります。ここからは廣木会長、よろしくお願いします。

【廣木会長】 それではただ今から議事に入ります。資料がたくさんございますが、後で、そ の資料を用いてのご説明がございますので、その時にまたあらためてご案内させ ていただきます。

本題に入る前に、前回のおさらいを簡単にさせていただきます。今まで毎回どなたかゲストに来ていただき、いろんな部署でどのような活動をしているか、われわれの計画がどんなふうに具体的に進められているかということを確認しながら会議を進めてまいりました。前回は第2期の計画のために、アンケートや直接の子どもたちの声など、いろんなものがありましたので、それに集中して討議するために、前回はゲストをお招きいたしませんでした。そして4つの項目について審議をいたしましたので、おさらいさせていただきます。

第1は、子ども・若者計画のアンケートの自由記述を皆さんの元にお送りし、 それを紹介していただいて、その自由記述をめぐる意見交換が第一の柱でした。 それから第2の柱は、子ども・若者計画が、今後仕上がっていく上でのスケジュ ールについて。それから議会の前に、内部のさまざまな打ち合わせをしながら、 議会にまでいって、最終的にそれを承認していただいて、市民のものになるわけ です。そういう意味で、スケジュールについて皆さんにご確認いただいて、それ を元に、大変短い期間ですけれども、中身を濃くやっていこうということでご確 認いただきました。3点目は、第2期の子ども・若者計画について、どのような 体系で子ども・若者計画を考えていくのかということについて、事務局からご報 告をいただき、それについての補足報告として、コンサルタントから大変詳しく ご説明いただきました。一回では十分に理解できないほど中身が濃かったわけで すけれども、それが3つ目の議題として取り上げられました。最後に、現在の実 施状況。前回の第1期子ども・若者計画がどんな形で最終的な取り組みが行われ ているかという実施状況の一覧表について、事務局からお話いただいて、大変短 い時間の中でしたので十分ではなかったかもしれませんが、ぎりぎりまで私たち は、私たちの計画が、それぞれの部署でどのように取り組まれているかというこ とを、常に振り返りながら議事を進めておりますので、そのご報告を手短に行っ たところです。

前回のお話はだいたい以上のような4つの議題について行わせていただきましたけれども、最終的な第2期子ども・若者計画について、本当は素案について一つ一つ議論をして進めていきたいのですけれども、なかなかそれだけの時間が、皆さんも私も忙しい中でできないということで、前回、その日程の中で、私と事務局とコンサルタントと一緒になって、素案の検討をさせていただいて、それに基づいて、今日10月23日にその素案を提示するので、それについてご審議いただいて、基本的な了承を、そこでいただけるようにということで、皆さんにお諮りし、ご了承をいただいて、今日の会議になったということです。

そこで今日は、先ほどご紹介がありましたけれども、社会福祉協議会の三谷さまにご出席いただいており、今日は三谷さんにゲストとして、相談事業について、われわれが今まで知っているものとは違う働きがございまして、それを念頭に置いて、これからの第2期子ども・若者計画の素案を検討していくことが望ましいだろうということで、今日はお招きしたしだいです。ご存じのように、第2期若者計画において、相談業務の充実ということの大切さを、今までの議論の中でいろいろと行ってきました。「アサガオ」などの取り組みがあるにもかかわらず、そして相当の成果を上げているという実感もあるのですけれども、しかし市民への周知度を見てみると、実は知らない人がものすごく多いということもあり、もっとそれを、どのように皆さんに知っていただくかということも考慮しながら、やはり相談業務の充実ということが、今後、芦屋市におけるいじめや不登校や引きこもり、または虐待など、多くの問題を考えいく上で、どうしても必要な取り

組みになる。学校が、家庭が、ということで、お互いの責任や問題をあげつらっていたのでは済まないほど事態は深刻になっておりますので、やはりそれを官民一体になって進めていかなければならない、そういう趣旨で、今日は社会福祉協議会の三谷さんにおいでいただいたわけです。

社会福祉協議会については後でご報告があると思いますが、芦屋市から公的な委託を受け、法人としてこの問題に取り組んでいらっしゃいます。それは生活困窮者の自立支援ということも大きな一つの柱ですけれども、それと並んで、いじめや、または虐待や、さまざまな問題についてのご相談にも取り組んでいらっしゃいます。その実態を我々がある程度知ることによって、今後の相談事業の充実、徹底ということのために、どのようなことを考えていったらよいか、そのことについて大事なヒントがいただけるのではないかと思っています。この後すぐ、三谷さんはお仕事が詰まっているということですので、与えられた時間は非常に短いのですけれども、これから10分ないし15分ご報告いただいて、もし三谷さんのご都合が許せば、短時間でも皆さんのご質問に答えていただいてということで進めさせていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。

(2) 生活困窮者自立支援制度、ひきこもり支援について

【三谷氏】 ありがとうございます。あらためまして、社会福祉協議会の相談支援係をさ せていただいております三谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 私は社会福祉協議会に入りまして20数年になりますが、今、先生のお話を聞い ていて、大人のあり方ということを、うちも上の子が中学校2年生なんですけ れども、身につまされるなと思いながらお伺いしていたところです。資料のほ うを用意させていただいたのですが、ファイルに入っているもので、「生活困窮 者自立支援制度」と、「総合相談窓口」という、普段、ご紹介するときに、チラ シと絆創膏を作っておりまして、それをお配りさせていただいております。絆 創膏は皆さまの周りで、少し困っているかもしれない人に渡してください。使 っていただいても構わないのですけれども、これであれば家の中にちょっと置 いておいて、困った時に何かヒントになるかなということで作っておりますの で。あと例えば、近所で困っている人がいて、そこにピンポイントで配るのは 難しいのですけれども、その周辺、この班ぐらいに配りたいですとおっしゃっ てくださるところには、お持ちしていますので、よかったらご連絡ちょうだい できたらお渡しさせていただきます。周知のことですね。先ほど先生がおっし やったような、周知の問題、知っている人、知っていない人というところが非 常に大きいのですけれども、人は困ったときにしか窓口を探さないといつも思 っています。いくら普段聞いていても、困らないとピンとこないというところ があるなと。困った時に大抵皆さんが言うのは、「何かあったら警察。24時間や ってるもん」という感じでおっしゃっているのですが、それ以外の窓口は、な かなか思い浮かばないということがあります。そういう時にこの絆創膏も使っ ていただけたらと思っています。

では資料を作らせていただきましたので、それに基づいてご説明を申し上げます。今回、愛護センターからのオーダーが、生活困窮者自立支援制度をベースに説明してほしいということでしたので、このことについてご説明します。

まず、いつから始まったかという点ですけれども、平成27年4月に始まりました。それまでは自己責任という言葉が非常に大きく、困ってもSOSが出せないとか、経済的に困窮した場合は生活保護制度ですよ、というようなことが大きかったです。それがこの下の部分です。「複合的な課題」「制度の谷間」「孤立」ということで、こういったことに、例えば40歳ぐらいの人が困ったときに、制度の谷間かどうか本人は分からないのですけれども、何か困った40歳というのは、どこに相談に行けばいいのかという窓口がなかったということです。法制度でいいますと、児童福祉法は18歳までですよね。65歳以上が介護保険法等の高齢者。それ以外の年齢で、障害をお持ちの方は障害者総合支援法という法律に則って手帳所持ということになっていきますが、そうでない人たちというのはどこに相談するのかという窓口がきちんとなかったというのが長く続いておりました。

社会的背景としましては、次を見ていただきますと、リーマンショックですとか、経済的な困窮ですとか、そういったこと。稼働年齢層の生活保護になるというのは、そういった経済的、社会的問題が多発しまして、それと非正規雇用という制度が拡充してしまったことによっての低収入。そういったことでご相談される窓口を探される方が増えました。本人がハローワークに行けばそれで解決するかというと、なかなかそれだけでは解決しない。ハローワークで応募しても不採用になる。不採用を繰り返すことによって年齢がいって、応募先がなくなり、やっと転職できたところでは低収入。低収入だと家族を養えないので奥さんも働く。奥さんも働くとなかなか子どもに時間を割けない。そうなると子どもの心理が不安定になるというご家庭もやはり多いです。そういったご相談を受ける場合も多いです。

我々はどうするかといったら、一番メインである仕事のところのご相談に乗りますし、子どもさんのところは家庭児童相談員さんや主任児童相談員さんのほうに連絡させていただき、そこから見守りをしていただいたり、民生委員のほうに声を掛けていただいたり、そういったことを発信していきます。ゆるやかな見守りみたいなこともしていきます。

なぜ生活困窮者自立支援制度が必要かという点に関してなんですが、今言ったような社会的な背景もあります。その他の困窮リスクということで3つ目に書いてあります。高校中退者、中高の不登校の人等ということで、先生も先ほどおっしゃっていたように、いじめですね。このいじめを中高のころに体験されて不登校になったり、なんとか学校には行けて卒業はできたけれども就職ができなかったりということで、不登校体験をされている方のご相談が非常に多いです。ですので、先ほどの、数字が増えたとおっしゃっていたところも、これからもさらに相談が増えていくのかなというふうに思いつつ聞いておりました。

「生活困窮者のイメージは?」ということで、法的にどういうことを定義しているかということなんですが、「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」ということで、今現状できない方は生活保護制度になります。だけど、将来的にそのリスクがある方々を、

今のうちになんとかお手伝いすることによって生活再建を目指しましょうというのが、この制度の本筋になっております。ですので、生活困窮者自立支援制度の対象となるのは、生活のしづらさです。経済的な困窮だけではないという捉え方になります。

自立支援制度というふうにいっておりますので、自立とは何を目指すのかということで、今日の会議の場は子ども関係の場かとは思いますが、子どもさんも大きくなっていくと大人になっていきますので、そこでどういう自立をしていくかというふうにお考えいただいたらいいかと思うんですが、まずは就労自立。働いて生活費を得るということです。それから日常生活自立。食事の準備や掃除、選択等の身辺自立です。社会的自立。これは、市役所での必要な手続きとか、保険の加入の手続きですね。会社を辞めた後に国民健康保険に加入しなければならないというふうに分かっている人は非常に少ないです。無保険の方も非常に多いです。無保険で相談窓口に来られる方が多いです。

先だってもあったのが、50円しか所持金がありませんということで、ぼこぼ こに殴られた状態で来られて、職員にはいつも言うのですけれども、医療、食 事、住環境の衣食住をまず優先しなさいと。順番としては衣食住ですよという 話をするのですけれども、そういう状態にある方はまず病院受診をしてもらう ようにするのですが、その方は無保険なんです。50円しかない無保険で、さあ どうやって医療受診をしようか、今、血を流している状況にあるという方のご 相談対応もさせていただきました。その方は実際に病院に協力していただき、 芦屋病院を受診できたのですけれども。そういった緊急な相談対応もあります。 さらに、社会的自立で、そういった地域社会での自立です。地域でのお掃除で すとか、近所の方とのごあいさつ。そういったこともしていただくような、そ ういった3つの自立を目指すというのが生活困窮者の自立になります。ここに 一つ書いていないことがありまして、金銭管理です。金銭管理というのは、ど こで習うのかといつも思うのですが、学校でやるのですかね。ちょっと分から ないのですけれども、それをきちんと管理して自立していく、月々管理すると いうことができない方が非常に多いです。そういったお手伝いもしております。 では、生活困窮者の自立支援制度の概要ということで、芦屋市でどんなふうに やっているか、これは厚労省が書いているものを芦屋市版に落とし込んだもの なのですが。本人、ご家族、関係者が入り口となって、その次の四角囲みの中 です、必須と書いてあります自立相談支援事業。これが、私がやっております 事業になります。全国で一斉に27年4月に始まりましたので、ここはどこの自 治体でもやっております。それが自治体直営でやっている分と、われわれのよ うな法人に委託されている相談窓口とさまざまです。

ここからは、私どもは相談員という言い方をしているのですが、資格としては社会福祉士の資格を有した職員が、全部対応しておりますので、まずこの社会福祉士として相談対応しております。そして課題を整理する。本人の課題を整理し、支援の計画を作らせていただき、関係機関と支援の調整をさせていただいて、ご本人と一緒に課題解決に取り組む。伴走型支援という言い方をしております。これは社会福祉士になろうと思ったら学校でずっと習うソーシャルワークという分野になります。また、残った課題についてはもう一回振り出し

に戻るのですけれども、もう一度やりましょうということで、同じことをずっと繰り返していって、その方の生活再建を目指すということになります。

4ページ目です。生活困窮者自立相談支援で多い相談というのを書かせていただきました。主には、経済的困窮での相談が多いです。ここに書いているような具体的なものが多いのですけれども、それ以外に、社会的孤立。先ほどらいから申し上げたような、いじめ、不登校を起因として、社会的に孤立していく。もともと子どものころから友人関係を築くのが苦手であったり、クラスでも孤立していたりとか、ちょっと変わった子とずっと言われていたとかというような方が多いです。

平成30年に生活困窮者自立支援法が改正されました。このときに調査されたもので、中高齢の引きこもりが61.3万人といわれております。いわゆる「8050問題」というのを皆さまもお聞きかと思いますけれども、80歳代の親御さんと50歳代の子どもさん。無職の子どもということで、親の年金で生活している状況になる。こうなりますと、親が亡くなると同時に、親名義の例えば市営住宅であると、生活費もなくなり、家もなくなり、仕事はしたことがないというような50歳代の子どもさんが残るということになります。また、高齢者への経済的虐待ということで、この年金を子どもさんが使い込んだりする場合も非常に多いです。経済的虐待等になって、息子さん、娘さん、50代の方々への支援ということで、入ることも多いです。10件ぐらいはあったかと思います。

社会的孤立支援をカラーのもので用意させていただきました。どんな感じで取り組んでいるのかというのを色分けさせていただきました。まず、左側の「相談として表面化」のところが、さっき言ったような相談内容で、孤立をしていくのは、どんな構図で孤立するのかというのを、さまざまな孤立から、生きる意欲の喪失で、セルフネグレクトという言い方をしていますけれども、自分のことをどうでもよくなるということです。社会的排除になって。結構、「死にたい」とおっしゃる方も多いです。

黄色のほうにいっていただきたいと思うのですが、右側です。「家族の思い・家族支援」と書かせていただきました。ご家族の支援もいろいろさせていただくのですが、具体的にいうと、家族は「外に出てほしい」「仕事をしてほしい」なんですが、ご本人はそこに不安があったりして、本人の思いと家族の思いは真逆であったり、すれ違ったり、全然違ったりということがあります。その下の緑の部分は、実際に社会福祉協議会として、どんな支援をさせていただいているかということで、「まごのて」というのを商店街の中につくらせていただいて、ちょっと集える場というのをつくっております。そこに来ていただく、ということをしています。

今後の課題というのを右端に書かせていただきました。就労以外の出口なんかも検討しなければいけないと思っています。それから先ほどの「アサガオ」さんのこともありましたけれども、「アサガオ」さんのほうでは年齢層が少し若いです。20歳代の方々ぐらいで、まだ引きこもり歴6~7年という方が多いですが、私が今3時からといっていたのが、集合面談ということで親御さんに来ていただくのですが、その方たちはだいたい80代の親御さんで、子どもさんたちが43~47とか、それぐらいなのですけれども、引きこもり歴として一番長い

方は、中2から43歳と言っていましたので30年ぐらいという方がいらっしゃいます。いずれもご本人には会えないのですけれども、家族同士つながって、親の会みたいなものをつくれたらいいねということでやりかけたところです。

この4枚目に、生活困窮者自立支援制度の今年度の上半期の実績を付けさせ ていただいています。ざっと見ていただいたら、これぐらいの相談件数で、支 援実績としては恐らく2,000回を超えているかなと思うのですが、今1人休んで しまったので職員としては2人体制でやっているような状況です。だいたい関 係機関との電話連絡等が非常に多いような現状です。この生活困窮者自立支援 法の中には、サービスが設定されていない法律です。障害者福祉法でしたら、 例えばヘルパーさんに来てもらうとか、デイサービスを使うとか、高齢者のほ うもそうなのですけれども、そういったサービスが一切ありません。ですので、 ご本人の持っている、困っていることについて一緒に考えた上で、何から取り 組むかを考え、それに見合うものをかき集めてくるというような、そういった 仕事をさせていただいておりますので、1人1人で全然違います。引っ越しを 伴ったり、自己破産を伴ったり、発達の疑いを持っていると自己破産の収支表 を作れなかったりというと収支表を一緒に作ったりということもしています。 このチラシなのですけれども、最後にちょっと簡単に目を通していただいたら、 総合相談窓口ということで、福祉センターの1階でやっております。これは特 に生活困窮に限ることではないのですけれども、どんなことでもご相談いただ き、例えば介護保険を使いたいという方も来られます。そういった場合には高 齢者生活支援センターをご紹介させていただく等、いろんなところをご紹介す る場合もありますし、生活困窮者の相談窓口として受けさせていただくという こともあります。

裏のほうを見ていただきますと、「地域まなびの場支援事業」というのをやっております。少し不登校気味のお子さんであるとか、低所得で塾に行けないというような世帯のお子さんの場合には、学習支援事業も芦屋ではやっておりますので、そういったご相談も受けております。また、子どもさんに関わる相談としましては、この相談とは少し違いますが、生活福祉資金事業の中に教育支援事業で教育支援資金というものがあります。社協のしおりのほうに書いてなかったですね。生活福祉資金という貸付事業をやっておりまして、中学校3年生が高校に進学したい、その分のお金を貸付してほしいという場合には貸付相談を受けています。高校3年生の大学受験、専門学校進学も受けております。すべて計算させていただき、中3、高3の本人が借受人となりますので、14歳6カ月から実印を作っていただき借用書にはんこを押していただくということをさせていただいております。そんな感じで相談対応ということをさせていただいております。

社協の宣伝ということで一つ、災害時に災害ボランティアセンターの設置を しますというふうになっていますが、今回、広範囲の台風の被災地、兵庫県下 の社協は福島県の郡山市と須賀川市に支援に入ることが決まったようで、社協 職員は災害ボランティア支援センターの運営に入るということに、全社協ルー ルとしてなっておりますので、また行くかと思っております。相談支援と生活 困窮者の説明をさせていただきました。皆さまからもし何かご質問等があれば、 いかがでしょうか。

- 【廣木会長】 どうもありがとうございました。社会福祉協議会の活動について、まとまった話を聞く機会が今までなかったのですけれども、もし何かこの点は説明してほしいということがありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。 先ほどご説明があったように、冒頭に、人は困ったときにしか窓口を探さないとおっしゃいましたよね。困っていても、なかなかそこまでいかない人がいる。恐らく、窓口にもっと接近すればいいと思えるような方たちでも、そこにたどり着けない方が結構いらっしゃると思うのですけれども、そこについて特に気を配って努力をしているところがもしもあればお伺いしたいと思います。
- 【三谷氏】 自分ではなかなかSOSを出せない方、自分が困っていることすら気が付かない方である等、それを相談するというアクションにいくエネルギーを持ち合わせていない方は、確かにいらっしゃいまして、やはりそうなりますと、皆さん方のように、地域に住んでおられて少し隣近所に意識のある方々に周知をさせていただくということになります。先だっても民生委員さんの会でお話しさせていただき、さまざまなそういった関係者のところに出向かせていただいて、こういう相談窓口や絆創膏があるので、というような、同じようなお話をさせていただくということ。そういった相談の窓口に来ていただくだけではありませんので、出てきにくい方の場合には訪問もしております。初回から訪問もしますし、メールでも受け付けておりますので。夜中のメールを朝開けて見る、みたいなこともありますし、24時間できるだけ対応はしたいなと思っているしだいです。

【廣木会長】ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

- 【入江委員】 先ほどお聞きした、例えば高校とか大学にいく資金とか、塾に行けない子の学習支援とか、こういう子が近所にいて、つなげたいなというときは、社協の窓口に直接行ったほうがいいのか、民生さんとか福祉推進委員さんにご相談させていただいたほうがいいのか。
- 【三谷氏】 民生委員さんに言っていただいても、結局、窓口はこっちということになりますので、もしよかったら一番初めのこれに、電話番号も32-7530と書いています。これは社協の代表番号になりますので、問い合わせしていただいても結構です。それも本人じゃなくても大丈夫ですので、もし本人さんからが難しかったら、民生委員さんとかご近所の方から問い合わせていただいて、こういうところあるよというふうに言っていただいて。ただ、なかなか個人情報の点があって、言えないというところがあるかと思うので、可能であれば本人に名前を言っていいかとか、住所を言っていいかとか、例えば電話番号を伝えて、私から電話してもいいですかというところまで聞いていただけたら助かります。よろしくお願いします。今からが結構、教育支援資金の推薦ぐらいが増えているのですけれども、そろそろ本格的になってきますので、貸付決定まで1カ月半ぐらい時間がかかるんです。さまざまな要件等も、学生支援機構のほうが優先とかありますので、早めにお問い合わせいただくのがいいかと思います。よろしくお願いします。

- 【廣木会長】どうもありがとうございました。この後お仕事が詰まっているということで、 時間がオーバーしてしまって申し訳ありませんでした。本当にありがとうござい ました。
- 【三谷氏】 またどうぞよろしくお願いします。どうもありがとうございます。では失礼い たします。
- (3) 第2期芦屋市子ども・若者計画策定(案)について
- 【廣木会長】 それでは議事を続けさせていただきます。これから1時間10分ほどですけれども、子ども・若者計画の素案を準備してまいりました。事務局のほうから、その概略ということになりますけれども、ポイントを押さえたご説明をいただきますので、それを元に後で質疑をして、そして今日この素案を基本的に了承していただけるというところまでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。資料が多いので、その辺りも気を付けて聞いてください。ではよろしくお願いします。
 - 【事務局大久保】今日のレジュメのほうをご覧ください。6ページに「提言」というのがありまして、提言1として「子ども・若者の遊び場(居場所)を確保する」、提言2「健全な家庭づくりへの支援を進める」、提言3「寛容なまちづくりへの理解を求める」、提言4「苦情を課題として捉え地域・行政で考える場を設定する」、提言5「不登校・ニート・ひきこもり支援の具体化に向けて一歩踏み込んだ工夫を求める」。なおかつ、今回一つ増やしまして、先ほど廣木会長からも新たなご提案をいただきましたけれども、増やしたというのは「ネット社会に生きる子ども達への支援といじめや不登校等の相談体制の強化」です。

今もちょうど三谷さんから話があったのですけれども、最近、三谷さんの存在というのを知りまして、こういうふうに具体的に支援してくれる場所があるんだというのを、意外と皆さん、先ほど廣木会長もご存じなかったというようなご質問でしたけれども。実はこの今回出した「芦屋市子ども・若者計画(案)」の最後のページに、芦屋市内で相談できる箇所を出しています。今度11月に相談窓口を開設している場所の会を打出教育文化センターで開催します。社会福祉協議会の三谷さんや「アサガオ」の三田さんもお呼びして、相談窓口の業務をしてい代表者が集まってする会議です。今までは横のつながりが全くなくて、このケースはどこにつないだらいいのかというのがはっきり分かっていない場合が多かったと思います。我々でも分かっていない場合がある。当然ながら市民の皆さんは多分分かっていない。つまり、悩みがあるけどどこに相談したらいいのかという窓口が分からないということがあると思うのです。その辺りの相談窓口の精査をしていく必要があるのではないかということを強く感じます。

そういう面で、この提言6を先に読ませてもらいます。廣木先生が作っていただいた、「ネット社会に生きる子ども達への支援といじめや不登校等の相談体制の強化をする」ということで、「子どもたちの心身の発達に対する負の影響を考慮して、今日まで子どもたちのスマホや携帯の使用については、それを制限

する方向で指導してきました。しかしIT技術の発達と急激な社会への普及、 そして子ども・若者世代への浸透は今日までの指導と対応の方向を早急に見直 すことを求めてられています。そのため、本市においても子ども達のスマホや IT機器の使用については、使用の方法とともに情報に関するモラルや人権な どを積極的に指導できる条件を整備する必要があります。また、それとも関連 して、いじめや不登校あるいは虐待に関する相談体制を整備・周知して、多様 化する相談内容に対応し、支援できる街づくりに取り組む必要があります」と、 これが新しく提案されたものです。

そして次に、横長の「体系」をご覧ください。前回出してもらった原案とい うのが前回の分です。今はこの形になっていますが、この中の23ページを見て いただけますでしょうか。前回は、「1 豊かな人間を身につけるため、子ども・ 若者の育ちを支援する」ということで、「(1) 社会的自立に向けた日常生活能 力と学力の育成」「(2)情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供」とあ りました。ここを今回は3つにしました。これも提言6なんですけれども、こ れを見ていただいたら一目瞭然かと思います。上から3段目「ネット社会に生 きる子ども達への支援」ということで、ネット依存への対応と、家庭に向けた インターネット利用に関する支援ということがあります。これが新しく入りま した。それと同時に、「2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」 ということで、「(1) 困難を有する子ども・若者の包括的な支援」「(2) 子ど も・若者にとって個別的な課題への支援」とあり、そこに一つ加えまして、「健 |全な家庭づくりへの支援|。健全な家庭づくりへの支援というのが、ネーミング がどうかということで、これも廣木先生がおっしゃっていましたけれども。「子 どもの健全を育成するための支援」という形に言ったほうがいいのかもしれま せんが、健全な家庭づくりへの支援という形になっています。これが一つ加わ りました。経済的な課題への支援、ひとり親家庭への自立促進、親として地域 の大人としての学びの場の提供と、これを加えたのが大きな部分でございます。 これと、新しいほうの27ページを上げていただいたら一目瞭然なのですけれど も、1番でいきますと、(3)ネット社会に生きる、を加えたのと、2番の、困 難を有する子ども・若者やその家族を支援するところで、健全な家庭づくりへ の支援、これを新たに加えたところが一番大きなところでございます。

前に戻りますけれども、先に新しい第2期子ども・若者計画の1ページをご覧ください。そこには計画策定の趣旨が書いてあります。特に、「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進を図るため、平成22年4月に『子ども若者育成支援推進法』が制定されました」ということで、同年7月に基本的な方針を定めた「子ども・若者ビジョン」が策定され、なおかつ平成28年2月に見直しがあり、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、芦屋市においては、平成25年3月に、このような社会的動向から、「芦屋市次世代

育成支援対策推進行動計画」を期に包含して、子ども・若者支援にかかる項目を追加し、という形になっています。これは今までの策定の趣旨なのですけれども、特に、「27 年度を始期として『芦屋市子ども・若者計画』を改めて策定し、基本理念である……」、ここが一番肝の部分じゃないかと思うのです。大きな理念である「人とつながり、自分らしさを見つけて、自立に向かう」実現するための取り組みを進めてきましたということで、27 年度から 31 年度まで、この青少年問題協議会を続けてきているわけです。

そして平成28年3月18日、総合教育会議にて、市長および教育長に『子ども・若者健全育成に向けての提言』を行いました。それでは次のページをご覧ください。この計画につきましては、第4次の芦屋市総合計画とも連携しながら、芦屋市子ども・若者計画を進めているわけです。その上には県の「新ひょうご子ども未来プラン」そして「子供・若者育成支援推進大綱」という国のものがあり、進めています。

計画の対象なのですけれども、12歳から青年期・ポスト青年期、30代までの、 つまり39歳までの子ども・若者に照準を合わせますということを書いています。 本計画でのポスト青年期は30歳から40歳というふうに書いていますけれども、 一応、大きくは15歳から39歳ではないかと考えています。

次に4ページ、第2章をご覧ください。子ども・若者を取り巻く状況なのですけれども、ここからアンケートも含めてのことが入ってきますが、これは芦屋市の動向、つまり現状が書いてあります。人口を見ていただいたら、だいたい横ばいかなと。市内の中学校の状況とありますが、これは平成25年2,256名になっています。こちら側をご覧の方はちょっと人数が違うのです。何故か思われる方もおられるかもしれませんので、ちょっとだけ補足をさせていただきますと、前回出していただきました平成25年は2,494名になっているのです。この差というのは、実は国際中等が入っているか入っていないかなのです。中等教育学校は中高一貫校なので、中学校でも高等学校でもない、ちょっと別になるかなという感じがしますので、今回は国際中等の人数が入っていないということでご承知おきください。

それから、市内の高校の人数の推移、そして進路別の卒業者の推移があります。そして7ページに「(3) 問題行動の現状」があります。それを見ますと、平成26年も非常に多いですよね。28、29、30と右肩上がりになっています。なんでかと学校教育課にお聞きしたのですが、最近特に多いのが、ささいなトラブル。虞犯行為というのですけれども、犯罪、罪を犯す可能性があるかもしれないけんかやいじめとか、そういうふうな数が非常に増えている。特にコミュニケーションがなかなかできない子どもたち、何回も指導が入らないような子どもたちもいるという話を聞きました。ですので、数は多いですけれども、中学校自体は対教師暴力、そして生徒間暴力、器物破損等につきましても激減しております。逆にこの何年かは、小学校の対教師暴力とか、生徒間暴力、器物

破損というのが、わずかではございますけれども増えているということを聞きます。これは阪神間でも同じことがいえるということも聞いています。

それから「(4) いじめの現状」とあります。これが27年に比べたら、平成 28 年が爆発的に増えています。その理由ですが、本当にいじめが激増したわけ ではないのです。そこで皆さんに、「いじめの定義」という1枚ものをお配りし ております。昭和61年の定義としては、「学校としてその事実(関係児童生徒、 いじめの内容等)を確認しているもの」とあります。非常に分かりにくいとい う定義になっています。平成6年にはこれが「個々の行為がいじめに当たるか 否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に 立って行うこと」と、これもまだ形式的なものです。平成 18 年に「『いじめ』 とは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃 を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」。平成6年に比べたらよ り具体的になったかとは思いますが、今度はその下にあります、平成25年度か ら「『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍し ている等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は 物理的な影響を与える行為。(インターネットを通じて行われるものも含む。) とあります。そして平成28年3月に文部科学省より、「いじめの芽」や「いじ めの兆候」についても「いじめ」であるといった、「いじめ」の正確な認知に関 する通知があったことを受け、各小中学校に周知徹底を図ったことにより、平 成28年度より「いじめ」の認知件数が増加しております。

それから、8ページの「(5) 不登校の現状」なんですけれども、30年度は未発表となっています。芦屋のほうが先に出ているわけなのですが、芦屋は手で計算して出してもらっています。兵庫県は10月下旬以降、全国がそれ以降になるということで、これにつきましては未発表という形で出す形にしています。中学校では1年生から不登校にならないような指導を心がけています。先ほど三谷さんのお話にもあった、本当に中学校から学校に行けない。それでずっと引きこもりに入ってしまうようなケースもあるかもしれないので、その辺り、初めの時点で止めるということも必要かと思っています。

適応教室も在籍数が増えています。これにつきましても、学校に返すということを目標に、適応教室の先生方に頑張っていただいています。体力テストにつきましては、毎年なのですけれども、芦屋の子は体力がないという形で出ます。学力は逆に、見てもらったら分かるのですけれども、極めて良好の 115 以上が非常に多いです。

16ページ、「アンケート調査等からみる子ども・若者の意識実態について」ということで、中学生の調査で3校の中2の生徒550人にアンケートをとりまして、496人の生徒が回答してくれています。なんで中2なのかといいますと、非常に多感な年頃でもありますし、中3よりも中2の子どもたちが、中学校の中でも浮ついている部分があります。そういう面で、不登校をひっくるめて親和

群をあぶり出すという面でも中2にしたということがあります。

関係機関のヒアリングとしてPTA協議会、愛護委員、福祉委員、民生委員、 児童委員、主任児童員、若者相談センター「アサガオ」、芦屋大学の先生、青少年センターの自習室にいた子どもたちを10人ぐらい、アンケートのヒアリングをしてもらいました。それから、ワークショップということで、芦屋大学の学生と、新成人企画チームがあります。後でこれの結果が出てまいります。

それから17ページから、アンケート調査の結果が出ていますけれども、自分自身が当てはまることで、自己肯定感、自尊感情、これはだいたい低いですね。 自己肯定感が、他市に比べたら高いとは書いていますけれども、全体的にそんなに高くはないですね。

20 ページで、ちょっと気になるのが「誰にも相談しない」と回答した数が多かったです。つまり、親が55.8%、友人が56.3%、これに対して、誰にも相談しない、相談する人がいないというので、20%近くなるというのが気になるところではございます。

ヒアリングおよびワークショップの意見というとこで 24 ページです。「若者への就労支援のプログラムや、担当部署を明確に広報することが必要です」「困っている若者が、本音を話すことができない環境におかれていませんか。相談窓口をもっとアピールすることが必要です」というご意見。「コミュニケーションをとるのが苦手な子が多いです。コミュニケーションのとり方などを伝える場所が必要です」「行政の相談窓口について一層の周知が必要であるとともに、行政においては、相談機関の専門性を向上しつつも、相談機関同士の連携」、つまり先ほど言いましたような、例えば「アサガオ」から適応につなぐ、適応から別の相談窓口へつなぐというような、つなぎが必要になってくるんじゃないかと思います。そのためには、市内の社会福祉協議会を含めての相談業務、ここでは何を相談できるのかということを明確にしていく必要があると思っています。

基本理念ということで、「『子ども・若者の健全育成に向けての提言』を踏まえ、第1期計画の基本理念を踏襲し、『人とつながり、自分らしさを見つけて、自立にむかう』を基本理念とします」ということで、前回の基本理念を踏襲しつつ、かつ、さらに充実していきたいと考えています。

重点目標1「豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する」ということで、アンケート調査から、中学生で自分に自信のない人や、自分のことが好きでない人の割合が高くなっていますということがわかりました。これともう一つは、家族の中で大切に育てられてきたと感じる人が、高いけれどもなかなか100%にはならないということで、自己肯定感、自尊感情が高くなるような、そういうことが必要ではないか。それから中学生、一般ともに、ネットやゲームの使用時間が1時間以上の人が非常に多いという面で、ネット問題に対する施策を組んだら良いのか。「情報モラルを育成するとともに、情報を

主体的に活用していく力を身に付けることが必要です」とか、さらにネットに関しての指導についてのことを考えていかなければならないということがあります。

34 ページに、「社会的自立に向けた『生きる力』の育成」、その中でも「健康な身体の育成と基本的な生活習慣形成のための支援」ということで、主な事業を挙げています。見方としましては、事業名の下に重点というのが重点項目でございまして、これを進行管理としたいと考えています。つまり、昨年までおられた方はよくご存じだと思うのですが、1年間が終わった時点で、それに評価を付けて、どうであったかということをしていく項目でございます。36 ページの「『共生』の心を育む教育」ということで、今年、人権擁護事業、人権啓発事業を重点項目に入れています。人権教育というのは、いろんな面で柱になるということで、それを入れております。

38 ページの「消費者教育推進事業」も新規として挙がっていまして、それも 重点に入れています。18 歳を成人とするのが 2024 年であることから,新たにこ の項目を重点事業として挙げています。

54 ページ重点目標 3 「子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する」ということが、一番後なのですけれども。「社会参加と居場所づくり」「社会参加の機会の拡大」「気軽に集える居場所づくり」。それからその次、「有害環境対策」とあります。

61 ページの最後に「苦情を課題として捉え地域・行政で考える場の設定」ということがあります。「関係機関等との連携強化」、事業概要としましては「芦屋市青少年問題協議会の構成員やその他関係機関等との連携を強化します」ということで、センター的な役割を果たすということで、初めは愛護センターが担当課に入っていたのですが、行政全体として預かっていくものじゃないかなと思っています。これが非常に大事な部分ではないかと思っています。これを外に出して、新たに素案を作っている部分です。

62 ページから「推進体制について」ということで、進行管理、先ほどまでありました重点目標をここに全部挙げています。継続は、さらに継続してやっていくもの。新規は新しく入れたもの。充実は、さらに充実していく項目ということでご覧いただけたらと思います。

策定の経緯経過ということで、46 ページに、前回、古川係長から説明があったと思いますけれども、こんな感じで進めていくということでございます。

条例と最新の委員名簿、設置要綱があってという形になっています。なかなか 全部を細かく説明するのは難しいので、飛ばし飛ばし話させていただいたので 分かりにくい面があったことをお詫び申し上げます。

【廣木会長】 コンサルタントとして、まとめる事業をなさってこられて、皆さんに特に今回、重視してアピールしたほうがいいのではないかとお感じになったところがあれば、そこをご指摘いただけないでしょうか。できたら今回の報告の案と書いて

あるものに即してページを付してご指摘を願いたいと思います。

【事務局】 先ほど所長から報告がありましたが、今回、27ページ目の「計画の体系」で、重点目標1の「豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する」ということで、先ほどの提言の6にも入っておりますが、取り組みの方向として「ネット社会に生きる子ども達への支援」というところが入ってきています。この中身の施策としては、情報モラル教育の推進等が入っておりまして、実際にはこちらの内容も、もともとの第1期計画にも入っていたものになっているかと思います。それを、ネット社会に生きる子ども達への支援という取り組みの方向で特出ししておりますので、ここの内容が、今回の第2期計画として新たな取り組みの方向として入れている中で、十分なのかどうか、そういったところも委員さんの視点で見ていただいたほうがいいのではないかと思います。提言で新たに加わっていることを踏まえて、この計画の体系で踏まえたものが、重点の事業としてなっているのか、その重点の内容が十分なのかという視点で見ていただいたほうがいいのではないかというところが、一つ大きくあります。

冒頭の計画の策定の1ページ目ですが、策定の趣旨の中にも入れておりますが、一番後に今回入れておりまして、今回のこの計画は第2期計画という形になります。第1期計画の中でさまざまな取り組みをしてきている中で、成果も現れているかと思いますので、その成果も確認しながら、そこの成果で十分ではなかったものを、第2期計画でどう充実させていくのかというところが重要だと思いますので、そういった視点で見ていただいたほうがよろしいのではないかと思います。以上です。

【廣木会長】 今、「ネット社会に生きる子ども達への支援」といったときに、先ほど事務局 からも説明がありましたが、第2の大きな柱の重点目標の中の「(3) 健全な家 庭づくりへの支援」という言葉で書いてありますが、この点も非常に大きな柱と して適切であるかどうかを審議していただきたいということでした。時間はそれ ほど長くはないのですけれども、今もご指摘がありました、第1期の子ども・若 者計画を踏まえて、ずっとその計画に携わってきたわけではない、最近委員にな られた方もいらっしゃるので、そう簡単ではないと思いますが、それからこの背 景を生み出すベースになっているものが、今お話した、今までの5年間の第1期 子ども・若者計画の取り組み。その中での成果と課題ということが、一つの大き な前提で、もう一つが、先ほど事務局からご報告いただいた、さまざまなデータ、 これはアンケートを含んで、新しくわれわれが入手した情報、データに基づいて、 これが第2の前提になります。それを踏まえて、今、ご報告がありましたものに 計画の体系として第1の柱にネット社会を入れ、第2の柱に健全な家庭づくりを 特出しして、こうやって新しい子ども・若者計画の特出、特徴を捉えていくこと。 それでよろしいかどうか、そういう方向でいいかどうかということが、今日の会 議の一番重要な中身になるだろうと思います。

そこで、一気に全てというのはなかなか難しいので、まずは、最初にありまし

たデータですね。そこの前に出てくるデータ、アンケートまで含めれば4ページ から24ページまでいろんなデータがありますけれども、このデータを拝見させ ていただきますから、このデータを見て感じたこと、このデータを見て基本的な 考え方として重視すべきではないだろうかというような、データをめぐって感じられた何かがございましたら、最初に出していただきたいと思います。そういう 進め方でよろしいでしょうか。

例えば、先ほど事務局からの説明にもありましたけれども、実は、芦屋の子どもたちは、学力は比較的高い。しかし、体力は比較的低いという特徴があります。特に、体力の低さということがいろんな問題として、形を変えて現れてくる可能性に注目する必要があるというふうに捉えてきました。その意味で、先ほど拝見した27ページの体系の中で、子どもたちの体力面を、やはり少しでも向上させていくための施策というものが柱として十分、この中に捉え切れているかどうかということも、一つの大きな課題になろうかと思うのです。その辺りのところで、例えばそのようにしてこのアンケートの結果と、それから体系というものとの間に整合性があって、こういうデータがあるからこういう課題が、芦屋にとっては大事だというふうに、基本的な体系の中身がうまく論理的につながって理解できるかどうか。そこのところを、皆さんのほうから一点でも二点でも大事なところを、感想的なご指摘をいただけると大変ありがたいのですけれども、どうでしょうか。

【入江委員】原案のほうでは、重点目標1、(2)の②で、スポーツ活動の推進と、遊び場の環境の改善があったのですけれども、今回の新しいほうは、子ども・若者の遊び場 (居場所の確保)となっていて、体を動かすというところがあんまり表に出ていないんですけれども。前回で、ボール遊びをさせる場所がないという話も出ていましたので、今月、うちの委員会でも、やっぱりボール遊びを公園でしている子どもたちがいると。女の子に当たっても謝らないとか、家にボールが入ったりして迷惑だというふうな、苦情の話が大きくて、なかなか子どもたちがボール遊びもできない。今日ちょうど2時間ほどかけて山手小学校区の公園のところを回ってきたのです。山手班の人たちと。そのときに、やっぱり話に出てくるのが、ボール遊びができない。三条公園でも月若公園でも、ボール遊びはするのです。月若公園だとバス道が前にあるので、そこにボールが出ていってしまう。小さい子たちも夕方遊びたいので、ボール遊びをしている子がいると怖いので、自主的に自粛する方向にいっていると。ドッジボールしたい子たちは一体どこへ行けばいいのか、身近でよく聞くので、スポーツ活動の推進、また、遊び環境の改善というのをなくしていってほしくないと思いました。

【廣木会長】このところは、どうですか。事務局としては指摘がありましたらどうぞ。

【事務局】 今の第2期の案のほうの 38 ページ、39 ページのところになるのかと思います。5年前に作っています原案のほうでは、ここの部分が「スポーツ活動の推進と遊び場の環境の改善」という、スポーツ活動というのが具体的に出ていたかと

思います。その変更点のご指摘かと思います。今回、計画を策定する段階で、先ほど所長からも話がありましたが、2ページ目に「計画の位置づけ」というものがありまして、芦屋市内にはさまざまな計画があります。そこの中には、芦屋市スポーツ推進計画であったり、芦屋市健康増進・食育推進計画という計画があったりしますので、そこの中ではスポーツ、体力に関しての、個別の計画があるということがありましたので、今回、計画を策定する段階で、子ども・若者計画の中では、居場所を確保しながら体を動かしていくというような形で、そこを一体化で施策として入れされてもらっています。体力の関係等につきましては、主な事業のほうでは拾っているという形になりますので、ここは事務局のほうで再度、スポーツ活動という形で特出しをするのかどうかを検討させていただくという形でいかがでしょうか。

- 【廣木会長】 市全体の項目というか、体系の中には、そういうものはあるけれども、ここでそれをあらためて強調して出すということが必要だというご指摘は、非常に分かるわけで、そこのところはぜひ検討していただきたいというのが今のコメントだったと思います。とても大事な指摘だと思いますので、そういうお気付きのところをいろいろと出していただけたらありがたいと思います。いかがでしょうか。
- 【事務局古川】先ほどご紹介いただきましたように、スポーツ推進課のほうも兼務でさせていただいております。スポーツ推進計画も、スポーツ推進課で所管させていただいております。入江さんからご意見をちょうだいしましたとおり、遊び場というかスポーツをする場所ということで、前回は確かに項目に出していただいておりましたので、今回も特に項目に取り上げていただくかどうかについては、皆さまにご審議いただきたいと思います。

内容といたしましては、事業内容の中にはスポーツ事業を推進するとか、居場 所づくり事業は私どももやっておりますが、芦屋市体育協会さんと一緒に、子ど もたちの居場所づくりということで、スポーツ事業を放課後とかに市の施設で推 進するであるとか、そういう事業をいろいろやっております。要するに、事業の 内容といたしましては、前回と同様、取り上げさせていただいているのですが、 やはりタイトルというか、インパクトとか、重点を置くかどうかについてご審議 をちょうだいしたいと思います。

居場所と特に書いておりますのが、前回、この範囲には入っておりませんでした、例えばミュージックスタジオであるとか、フリースペース、要するに価値観の多様化が進んでおり、放課後集まるにせよ、例えば体を動かすだけではなく、音楽をして集まりたいとか、フリースペースもそうですけれども、自由に憩える場がほしいということを取り上げ、居場所というところに書かせていただいたところでございます。

何度も申し上げておりますけれども、スポーツというところで、体力が低いということで、非常に重要だと。それはおっしゃるとおりだと思いますので、そこに重点を置いてタイトルとして特出しをするかということについてご審議をち

ょうだいしたいと思います。

- 【廣木会長】その点はどうでしょう。時間は短いですけれども、ぜひご意見があったら、項目として①②しかないけれども③としてスポーツをここに書いたほうがいいとか、具体的なご意見があれば、この場で出していただきたいと思います。今回のこの計画の「②遊び場(居場所)確保」の中にそれを含んでいるというふうにご提案があったということです。そこをあえて、やはり体力問題を重視して③を付けたほうがいい、というご提案として、もしできれば受け止めて、それに対することで異論などがあれば出していただきたいと思います。賛成意見でももちろん結構ですが、どうでしょうか。
- 【事務局古川】もう一点、先ほどの入江さんのお話で、確かにスポーツの推進という観点も ございました。竹内委員が前回おっしゃっていたような、公園における苦情とい うか、寛容なまちづくりという観点も、今のお話があるのかなと思いました。あ と、施設の有効活の中にこの概念が入るのか分かりませんけれども、前回の議論 の中では、時間を区切って公園を、例えばボール遊びを、時間を区切って解禁す るとか、そういうお話もあったかと思いますので、そういうところを踏まえてご 議論いただければと思っております。
- 【廣木会長】 何かございませんか。公園やたちの遊び場の問題。前に竹内さんからご指摘 をいただいた。
- 【竹内委員】地域社会が、子どもたちをどう育成していくかという、そういう大きな寛容の精神で、私らも自治会の自治会長をやったりしているのですけれども、子どもからボールが飛び込んでくることを歓迎できるような、そういう地域社会をつくっていくべきであると思います。子どもがボール遊びしたらいけないとか、そうじゃなくて、そういうことを今、地域では言っているのです。いいじゃないかと。子どもたちが公園でわいわい騒いだり、近所に飛び込んできたり、それを歓迎するのかどうなのかというのは、やっぱり地域社会の在り方だと思います。だいぶ地域も変わってきました。

もう一点、新たな観点で35ページですけれども、「『共生』の心を育む教育」とあります。この中に、防災教育推進事業の項目がありますけれども、「震災の教訓を語り継ぐ教育」と書いてありますけれども、阪神淡路大震災の教訓は古くて、実際には役に立たない状況であると思うのです。私はもう一つここに、最近の気候変動による風水害の思わぬような被害が出ていますよね。いろんなところで起きていますけれども、芦屋市でもつい最近ありました。ああいう風水害、水害に対する大きな問題が起きてくると思うのです。そういう教育をしていかなきゃいけないと思います。ここに「震災および風水害に対する教訓を」と入れたほうがいいんじゃないかなと思います。そちらのほうが今、大きな問題になっているんです。いつくるか分かりません。来年、同じようなものがくるかもわからないし。地震もそれは当然、きますけれども。でも阪神淡路のような震災は、それほど何回も来るものではありませんから。というようなことを感じます。

- 【事務局大久保】それにつきましては学校教育課のほうは、特に小中幼稚園で、垂直移動と水平移動の避難訓練をしています。これは地震だけではなく、水害に対してもどうしたらいいか。だいたいJR芦屋付近までで、あの辺まで逃げたらいい。もし時間がなかったら垂直移動しなさいと。もう一ついったら山のほうの学校に避難しなさいというところは、年間、計画的に避難訓練をやっていますので、その辺りが当たるのかなと思います。それぞれ幼小中で取り組みはされていると思うのです。今、竹内委員のおっしゃったとおりです。最前線についての避難訓練につきましてはやっていますので、そこはご安心いただけたらと思います。
- 【竹内委員】私の孫がちょうど中学校、小学校に通っているので、その話をします。垂直避難、水平避難が分かるかと。学校では具体的にどうなのでしょう。分かりませんけれども。現状はどうなのですか。そういう自然災害に対する教育という。
- 【事務局大久保】先ほど申しましたように、年間、計画的にやっています。ただ、カリキュラムがこの何年かで厳しくなっているので、なかなか時間が取れないということも正直言えばあります。でもやっぱり、いざという時に子どもたちがすぐに行動できるような、そういう体制を取っておかなければいけないので、それはこの訓練につきましては、年間2回前後はしているような感じです。だから身に付かない子もありますけれども、竹内委員がおっしゃったように水平移動とは何か、垂直移動とは何か、分かっていない子も確かにおります。そこは教師がきちんと指示をするということが一番大事じゃないかと思います。東北の大川小学校は、結局、教師が間違いをして、高所に避難できなかったという面で、たくさんの子どもたちが亡くなっていますので。そういうことのないようにしていかなければならないと思っています。
- 【竹内委員】よく話題になっていますよね。『稲むらの火』とか。子どもたちが判断して、自ら、大人の先導で子どもが山に逃げていく、高い所に上がっていくという。高知県はやっていますね。とりあえず山へ逃げる。そういう教育をしていくのが必要じゃないかと。

【入江委員】多摩川の小学校は水平をされていますよね。

【大谷委員】年に1回、垂直と水平をやっているので。子どもたちは潮見地区。

【入江委員】打出浜小学校、浜風小学校もやっていますよね。

- 【竹内委員】最近そういうのはどんどんやっているのですね。それはいいことです。防災会でこの間、その話をしていました。芦屋の方から岩園小学校まで若い人が行きますよね。なんでこんな遠くから歩いていかないといけないのかと子どもが言ったらしいけど。
- 【大谷委員】学年によって行く所がちょっと違って、山手のほうの公園にという感じなのですけれども。実際にそれが、いろんなものが崩れているときに、それが可能かどうかというのはまた考えなければいけないですけれども。

【竹内委員】定期的にやっていただきたいと思います。

【廣木会長】とても大事なポイントだと思います。恐らく、これからの問題に関わる。われ

われが身に付けるべき教養、知識、やはりそれに関わる新しい問題提起を、竹内 委員のご発言は含んでいたと思います。この構造から言いますと、35 ページの 防災教育推進事業は、②の「共生」の心を育む教育というタイトルの中に含まれ ているわけですけれども、今のご提案は、共生の心を育むということだけではな く、共生の心を育み、その認識を深める教育。まさに新しい状況に応じた認識を 深めていく。これは命を守るという意味で、非常に重要な課題でありますから、 今のご提案は、もう一歩進めると、先ほどの 27 ページの体系図に戻ると、「(1) 社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成」の中の①②③の②をもう一つ膨 らませて、ここの項目の中に、認識を深めるというような趣旨のことを書き込む ことで、皆さんに伝わりやすくする。この中に入っていますというだけではなく、 これを見ればある程度イメージが湧くような、そしてここにこういうふうに表現 し直しましたということの説明できるような提案として、大変大事なものではな いだろうかと思いました。一つの小さな点であるようでありながら、実は全体の 体系の中で、新しい課題をどう取り込んでいるのかということをお知らせする上 でも、大事な提案だと思いますので、今のような気付きが、この協議会を開く大 事な意味だと思っているので、ぜひそれぞれ、こんなところはどうだろうかと、 ちょっとでも引っかかるものがあれば出していただければありがたいと思いま す。

- 【事務局古川】先ほどの入江委員のご意見について事務局で相談しまして、38ページの「子ども・若者の遊び場(居場所)の確保」の冒頭に、前回同様、「スポーツ活動の推進と」を付けさせていただければどうかという。私はスポーツ推進もやっておりますけれども、特にスポーツ推進が重要であるというご意見でしたので、前回同様、特にタイトルに取り上げさせていただいて、その下のリード文も同様の趣旨は書いておりますけれども、スポーツ活動について多少触れさせていただく形に変更させていただく形でいかがでしょうか。
- 【廣木会長】ぜひそれを、②のタイトルをもうちょっと深めて、今のようなものを加えていただくということで、前向きに。すごく素晴らしいと思います。どうもありがとうございました。他に、たくさんの資料があって見るだけでも大変なのですけれども、どこでもお気付きのところを出してください。
- 【山田委員】以前に、コミスクという会にいたのですが、三条のほうの。そのコミスクでは、子どもたちの誘導をしたり、居場所を見つけたり、夏休みになった子どもさんが、共働きのお母さんたちがいるということで、夏休みに寺子屋ということで、地域のおばあちゃんやおじいちゃんたちが、折り紙を教えたり、宿題を見たりという環境づくりをしている中の一つに、山手中学の第2グラウンドを開放して、ボール遊びをさせたらいいということがあったと記憶しているのです。今、工事してしまっているので把握できていないですけれども。そういう、夏休みのクラブ活動以外の、クラブがいつやっているというのを調べて、空いている日をコミスクが聞いて、一般の小学生たちがボール遊びをしたりするのを開放していたことが

あったので。そういう形だと、コミスクの人が必ず1人いて見ていたような気がするのです。だから、親御さんが行かなくても地域の人たちが見守って、子どもたちが伸び伸びと運動したりするようなことができるようなことも考えられるのではないかなと思いました。

山手中学が当時、このたびきれいになりましたので今は分かりませんけれども、住宅やマンションのこっち側の所にテニス部さんがよく練習されていた所を開放していただいて、三条の運動会はそこを借りてやっていたのです。それがもう今、ないと思うのです。だから今、どのようになっているのか分かりませんが、例えば、三条だとそういうことをしていたので。私はもともと実家が神戸で芦屋に嫁いできたときにコミスクという存在を知って、コミスクってすごくいいなと思ったのです。神戸はそういうのが全然なくて、コミスクというものが地域の赤ちゃんからお年寄りまで、みんな地域の人たちでいろいろやる。役になって大変だったと思いましたけれども、すごく地域性というか、地域で子どもたちを、愛護の委員の方も、登校の時に必ず旗を持って立っていたり、そういう地域の人で地域の子どもたちを守るというところが、すごく特化していて、それ以外にも行事をやったり、夏祭りをやったり、本当にこういうエリアというか、こういう芦屋市のようなところだからこそできているのだなというふうに思うことがありました。せっかく地域で、子どもたちを支えようみたいなのがすごく活発にある市だと思うので、そういうのに利用されたらいいと思っています。

- 【大谷委員】今、キッズスペースで、小学校の運動場で、同じような感じでやっているのですけれども、意外と利用していないような。居場所がないということではないというのも思うので。結局、今の子は、小学校から忙しいですね。習い事で友達がいないから、自分は暇なんだけれども、どうせ行っても友達がいないからという感じで、そういう意味での体力低下というところもあるので。居場所があるから行くかといったら、そうでもないような気がします。
- 【山田委員】三条は1人、福男になった子が三条にいたのですけれども、その子はご両親が働いていて、夏のラジオ体操でもご両親がいないからということで、とにかく暇なんですよ。低学年のとき、暇だから自転車に乗って集まってきて、スタンプを押すのですけれども。それも、普段はコミスクの担当の人たちが押すのですけれども、毎朝やってくるわけです。それで地域の人たちがずっとコミスクのいろんな行事に積極的に参加して、福男になって歌もできたぐらい人気者になっている男の子がいるのです。今おっしゃっていたように、忙しいから時間がないし。でもそういう忙しいけど、どうしていいか分からない子たちの庭にも、もしかしたらなるのかなと思ったりもして。全然考えていないので、地域のおばあちゃんやおじいちゃんは「来たんか」みたいな感じでするので。そういうのってすごい大事というか、ありがたい場所なんじゃないかなと思います。
- 【廣木会長】とても大事な点が出されていると思います。コミスクの人とおっしゃっていま すが、具体的には。誰か決まった人たちではなくて。

- 【守上委員】学校施設を使って、例えば野球部だとか、何とか部というのがあって、その人たちの役員が1人ずつ。一応、役員会みたいなのがあるのですけれども、そこから広がって、地域の人たち全部を巻き込んで、いろんなことをしましょうということになって。決まっているのは上の役員の。
- 【山田委員】そのコミスクにスポーツ推進課さんとかも入っていますので。
- 【守上委員】そういう意味で、ここのところは行政の人たちのやることばかり書いてあるけれども、地域でやっていることはあまり出てこないかもしれないですね。
- 【廣木会長】そういった地域の人たちの自主的または自助的な努力に対して、行政がバック アップするとしたらどんな形ができるのか、そういうつながりになるだろうと思 いながら話を聞いたのですが、この「子ども・若者の遊び場(居場所)の確保」 という38ページ、39ページのところに、そういうものが出ていないのか。
- 【事務局大久保】一応、地区集会所の有効活用の下に、その他公的施設の空きスペースの開放とか、その辺りを読み込んでもらったらいいのですけれども、例えば、地区集会所は特に自治会の方が、子どもたちの集える場にしてもらっていたり、子ども会は子ども会で活発に動いてくれたり、コミスクはコミスクで、だいたい小学校をベースに活動してもらっているのです。三条小学校はなくなっちゃったので、そういう面で、小学校のないコミスクということですが、三条コミスクはしっかりと地域に根を下ろして活動されている。母体がなくても、山手中学校を使って活動しているという実態があります。そういう地域の活動は、ここの中に全部集約されているかと思うのです。この、自習室の設置とかフリースペースの開放とか、世代を超えて集える遊び場とか、この辺りで全部網羅されているとは思うのです。具体的には書いていないですけれども。
- 【廣木会長】今の点は、ぜひ、先ほどご提案があったスポーツ活動の推進と、子ども・若者の遊び場(居場所)の確保というふうに、ここを少し膨らませるという、この説明の中に今のご意見のようなものがきちんと言葉として、コミスクと入れるかどうかは別として、自分たちのやっていることが、こうやって注目される大事な問題だということが、共有できるような形に、今の議論を生かしていくと、すごくいいのではないかと思います。
- 【事務局】 コミスクの関係につきましては、計画書で60ページなんですが、実は出ておりまして。ただ、この60ページのほうでは上から3つ目に、コミュニティ・スクールの支援ということで、ちょうど今、お話がありました、「地域住民がスポーツ・文化・レクリエーション等を通じて地域コミュニティを深める活動を支援します」ということで、地域活動の支援のほうで、この事業内容が出ておりますので、この辺りを再掲で、いわゆる子どもたちのスポーツだとか、そういった面で捉えて、先ほどの案で事業のほうに入れ込むということも検討できるのではないかと思います。特にこちらの前のページを見ていただきますと、ちょうどご意見でありました今の部分が③ということで、「地域で子ども・若者を見守り育成する仕組みづくりの充実」するという施策になっておりますので、ちょうどぴっ

たり合っているところだと思います。

- 【廣木会長】ありがとうございます。それからもう一つご指摘があった、そういう空間や人的な条件があるということでは埋められない、子どもたちが忙しいという問題が、実は皆さんの声をインタビューしたときに、たくさん出てきたのです。子どもたちが忙しいという言葉が。それを思い出したのですけれども、その辺りをもうちょっと何か改善する方法というのはないものなのか。それはまだこの中には恐らく、すくい取られていないテーマですよね。それは具体的な活動の課題として出ることは難しいかもしれないけれども、どこかにやっぱり理念として、または課題として、そういう部分をしっかりとどこかに書き込んでいるということが大事なような気がします。そういう受け止め方で、この中に反映させていくということでどうでしょうか。その辺りは大変難しいですけれども、やはり子どもたちの忙しさということが問題なのだということを、市民が認識できるような取り上げ方を、なんとかできたらいいと思いました。
- 【事務局大久保】教育虐待といつも先生がおっしゃるその問題について、どこかでという形で。
- 【廣木会長】 時間があと5分と迫ってきてしまいました。いつもこの膨大な資料を十分に 読み込みができない中で、今日は非常に素晴らしい意見、ポイントが出されてい ますので、こういうことをぜひ発して、第1期の子ども・若者計画ではすくい切 れなかったものを、新たにきちんと位置付けてやっているということが、胸張っ て言えるような計画にできたらいいと思っています。他にお気付きの点があれば どうぞ。
- 【守上委員】 前休んでいたので、何かの形で話されてこれになったのだろうなと思うのですけれども、2番の、全ての子どもの、「全て」になっていますね。前は、「困難な子どもたちを支援する」という一つのくくりだったのが、「全ての子どもを支援する」「子どもと家族を支援する」というと、1番との違いが、似たような。重点目標のところです。1番は「子どもを支援する」ですね。2番の「子どもと家族を支援する」という、重点目標の違いがあんまりないような気がするのです。

【廣木会長】それが2の、1と3の関係と捉えていいですか。

【守上委員】重点目標の1と2。

- 【廣木会長】27ページで重点目標があらためて整理されているので。2番目は「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」。これが今、提案されているもので。
- 【コンサル】こちらのA3版の資料につきましては、前回の問題協議会のときに出している 資料になりますので、その段階では、「健全な家庭づくりへの支援」ということ でタイトルを入れていますので、そういったところで「困難」から「全て」とい う形で見直しをさせてもらいましたが、今回、計画案を作る段階では、やはり内 容としては「困難を有する」というのが適切ではないかということで、こちらに ついては「困難」というところに直していきますので申し訳ございません。
- 【廣木会長】バージョンアップして今日は提案させていただいているという趣旨でしたので

申し訳ありません。ありがとうございました。今のところでは、「健全な家庭づくりへの支援」というこの表現が、果たしてこの課題を十分に明確に表現しているかどうかが課題だと、冒頭、事務局からご定義がありましたので、このことについてはあらためて相談しながら見直していくということで引き受けたいと思います。

3. その他

【廣木会長】大変短い時間でしたけれども、ご報告としてご審議をいただきました。これを踏まえて、この素案がこのままで出るのではなく、今のご意見を全部盛り込んで、新たな文章を加えて案を作り、そしてそれを踏まえて今後のさまざまな取り組みにつなげていくことになります。具体的には11月の幹事会議、および本部会議というのがあるそうですけれども、それを経て、12月の市民への説明会を開催した後に、パブリックコメントをいただいて12月議会、教育委員会、そしてその報告と承認という、これから12月まで非常に事務局は大変なご苦労をなさるわけですけれども、そういう内部の打ち合わせ、確認、市民に対する説明とパブリックコメント、それを受けてさらに再修正したものを12月の議会、教育委員会で承認していただく。それが正式な子ども・若者計画になるということです。今日ここでご議論いただいたことが、十分反映されれば、きっと皆さんにとって有意義な意味のあるものと受け止めていただけるのではないかと感じながらお話を伺いました。どうもありがとうございました。

【廣木会長】 それでは報告と討論が終わりましたが、事務局のほうから特にございませんでしょうか。

【事務局大久保】今、会長から話があったのですけれども、これを本当は再度確認すべく、会議を11月に持つべきだったんですけれども、予定がタイトになっておりまして、会長から話があったように、会長そして事務局で、きちんとしたものを作っていくということでご承認いただけると思うんですけれども、もし今日で完成版になるまで最後なので、ご意見がありましたら言っていただくか、もしくは電話でもメールでも結構ですので、言っていただけたらありがたいです。

私どももここにくるまで、大変な状況でありまして、部長は前回中心となって やられていますので貴重なご意見を、そしてまた会長のピンポイントでのご指導、 アドバイスをしてくれますが、うちの若手の寺田係長と古川係長が、本当に精力 的に動いてくれまして、それで何とかできつつあるというのが現状でございます。 なかなかピンポイントで要点をかいつまんで皆さんにお示しすればいいのです けれども、その辺りは次回きちんと整理させていただけたらと思います。

次回なんですけれども、第4回目、これで最後になります。来年の2月12日 水曜日を予定しています。時間はちょっと早くなりまして、1時から3時に予定をしております。早い時間になりますので、ご予定のほど早めに来ていただきますように。場所はここでやりますので、よろしくお願いします。何かここで共有していったほうがいいということがあれば言っていただけたらと思うのですが、

いかがでしょうか。

今日は渡部副会長がお休みですので、最後に廣木会長からごあいさつをいただけたらと思います。よろしくお願いします。

4. 閉会

【廣木会長】今日も本当にご苦労さまでした。第1回目の第1期の子ども・若者計画を作った時から参加させてもらってきました。最初は右も左も分からず、こうなっていくのだと思いながら、私もお話を伺っていたのですが、今回は受け身であるだけでは済まないということで、かなり事務局のほうにもご無理を申し上げて、いろいろと資料を送ってもらったりしながら、今日ここまで素案が提案できるところまでようやくたどり着いたと。これからが胸突き八丁で大変なのですけれども、せっかく皆さんからいただいた貴重なご意見を、ぜひ生かす方向でまとめていきたいと思います。本当に皆さん、積極的なご発言、ご協力に感謝しています。どうもありがとうございました。

【事務局大久保】それではこれで終わりたいと思います。また次回よろしくお願いします。

(閉会)